

山形県教育データ利活用事業業務委託基本仕様書

本仕様書は、山形県が実施する標記事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1. 委託業務名

山形県教育データ利活用事業業務

2. 業務の目的

全国学力学習状況調査等のデータの分析を基に、紙ベースで作成し配付している算数・数学、英語問題シート等について、結果を即座にフィードバックし、分析結果もあわせて提供できるC B Tシステムを導入することで、自治体や各学校でのP D C Aサイクルの活性化を図り、児童生徒一人一人の確実な学力定着を図るものである。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和11年3月30日（金）まで

4. 業務スケジュール

システム構築及び問題作成・アカウント発行 契約締結日から令和8年6月19日（金）まで
運用開始 令和8年6月22日（月）から

5. 委託業務内容

(1) システム構築の概要

①実施対象：山形県内公立中学校の第1、2学年生徒、小学校第4、5、6学年児童、義務教育学校の第4、5、6、7、8学年児童生徒

(小学校第4学年：7719人 第5学年：7644人 第6学年：7937人

小学校数：全221校

中学校第1学年：7945人 第2学年：8235人 中学校数：全96校

義務教育学校第4学年：108人 第5学年：156人 第6学年：133人

第7学年：130人 第8学年：140人 義務教育学校数：全3校)

※生徒数は、令和7年5月1日現在の人数（参考）

②教科：算数・数学、英語

③問題内容：基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をみる問題。全国学力学習状況調査を分析し、本県で作成した問題。（各学年15問程度3学期分）

④運用方法：各学校に配備されている端末・通信環境を利用し、C B Tシステムを使って運用する。A I分析を含む実施結果をシステムで管理し、児童生徒・学校・教育委員会で情報共有を可能にする。

(2) 委託内容

①事業計画の策定

本仕様書に示す各事項を踏まえ、実施を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成すること。

各業務のスケジュールに関しては、詳細な予定を立て、確実に遂行できるようにすること。なお、スケジュールは状況により見直しや変更する場合がある。

②事業の実施に係る一連のシステムの構築

本仕様書記載の内容を踏まえ、円滑に実施するためのシステムを構築し、利用可能とすること。事業者が有する既存のシステムを活用し、新たな機能開発に係る事業内容は含めないこと。

ア システム形態：ブラウザにて動作するシステムであること。

イ サーバ：クラウドサービスを利用すること。クラウドサービス利用にかかる一切の費用を提案に含めること。

ウ 端末・OS・ブラウザアプリ：県内の小中学校で利用されている教職員及び児童生徒が使用するすべての端末・OS・ブラウザアプリで動作できる仕様にする。

- ・基本OS：Windows 11、Chrome OS、iOS

- ・ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari

エ 利用者の端末の環境変更が生じて、システムが継続して動作できるように準備しておくこと。（ウイルスパターンファイルの更新、OSパッチ適用、OSアップデート等）

オ 処理能力：県内の児童生徒全員（約40000人）の同時使用に足る情報処理能力をもつこと。

カ CBT機能：

- ・問題は選択式、短答式、記述式を、タップやドラッグ&ドロップ、キーボード入力にて解答できること。

- ・テキスト、図、写真、音声、動画を使用して問題を作成できること。

- ・ファイルサイズが大きいデータについては、ネットワーク負荷による遅延が起こらないように工夫されていること。

- ・児童生徒の割り当ては、学年、クラスごとなど簡単に行えること。

- ・画面上にタッチペンや指でメモ書きができること。

- ・問題は教師が「公開」すること（時間設定もしくは公開ボタンを押す等）で、児童生徒が解答できるようになること。また、公開終了や答案返却についても、教師の意図が反映できるよう工夫すること。

- ・漢字の振り仮名（ルビ）が必要な生徒や、色覚に配慮が必要な生徒への対応を考慮して作成すること。

- ・小数や分数、負の数、平方根など、学齢に応じた問題の解答に必要な数式入力が可能であること。

キ 学習結果、履歴等の閲覧機能：

- ・児童生徒が成績（合計点、平均点、平均正答率、問題別の正誤状況等）を閲覧できる機能があること。

- ・解答返却後、解答状況に応じてヒントや解説動画を児童生徒が閲覧できる機能があること。

- ・間違えた問題については、解き直しができる機能があること。

- ・児童生徒が、最大3年度分の学習履歴を閲覧でき、達成状況を視覚的に確認できる機能、また、児童生徒が目標達成した際の演出機能を工夫すること。

と。

- ・児童生徒の成績閲覧とともにA I 分析による学習のアドバイスを表示できる機能があること。
- ・教師が、小問別等で、合計点・平均点を即時的に表示・閲覧できる機能があること。また、それらを教師がExcel形式等で出力できること。
- ・教師が、学級、学年、学校ごとに小問別等で、合計点、平均点を閲覧できる機能があるとともに、A I 分析による指導改善のポイントを表示する機能があること。
- ・教育委員会が、自治体、学校ごとの実施状況や結果を閲覧できる機能があること。また、それらをExcel形式等で出力できること。
- ・その他、表示可能な項目や機能について、提案すること。

ク 児童生徒用アカウント管理：

- ・SSO連携：Google IDでシングルサインオン（SSO）、もしくはそれに準じた簡易的なログイン方法にて利用できること。
- ・登録：各学校で必要項目を入力できるExcel形式等のフォーマットが提供され、そのフォーマットを使って簡単に登録できること。
- ・その他、年度更新作業において負担軽減になる機能について、提案すること。

ケ クラウドサービスにおけるハードウェア環境、セキュリティ対策等について

- ・受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本県と協議の上、必要十分な対策を行うこと。
- ・ウイルス対策や不特定の者がアクセスできないよう、アクセス制限機能を有すること。また、ネットワークへの侵入検知、防止機能を有するほか、定期的なバックアップ体制が整備されていること。
- ・適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏洩などを防止すること。
- ・利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。

コ デジタル庁が示すデジタル地方創生サービスカタログ内のモデル仕様書「A I ドリル」の機能一覧に示される必須機能要件（選択可の項目も含む）を満たしたサービスを導入すること（要件を満たしたサービスを導入しないことは認められない）。

（デジタル地方創生サービスカタログ

<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/>）

③教科に関する実施問題の作成

- ア 要件に即した実施問題を作成し、委託者の確認を経て、必要に応じて修正を行い、委託者の承諾を得て確定させること。
- イ 解答返却後、ヒントや解説が表示され、間違えた問題の書き直しができるようにすること。
- ウ その他、学力定着のための付加機能について、提案すること。

④C B T等システムの試験運用

- ア システムや問題内容の確認のため、試験運用を実施すること。
- イ アの結果を踏まえ、必要に応じてシステムや問題の見直し等を行うこと。

- ⑤実施・結果データの提供
システムを用いて、実施結果を児童生徒・学校・教育委員会で共有できるようにすること。
- ⑥納入物の検収
納入物について、本仕様書の記載事項が満たされていることを、委託者が確認したことをもって検収とする。
- ⑦サポート体制
- ア 利用マニュアルの作成
本仕様書記載の内容を踏まえ、円滑に実施できるように、利用者マニュアルや動画等を作成し、提供すること。
- イ 児童生徒がC B Tを円滑に使用できるようにするために、使用前に視聴する2～3分程度の説明動画等を作成し、提供すること。
- ウ 利用者説明会の実施・運営協力
システムのしくみや活用方法等についての理解を深めるため、各学校等を対象とした複数回の利用者説明会を実施すること。
- エ 導入後、各学校での利用に際し、動作環境に係る実証実験に協力すること。
また、改善が必要な場合は、原因の解明とともに、必要な手立てを講じること。
- オ 導入後、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メールまたは電話）があること（システム提供事業者の窓口でも可とする）。
- カ 緊急時の対応が行えるよう、管理担当者に対し緊急連絡先を提示すること。
- キ システム不具合が発生した際には、速やかに適切な処置を行うとともに、バージョンアップの際にはシステムを最新版にアップグレードすること。
- ⑧実施問題やシステムの見直しと再検討協力
利用状況や結果を踏まえ、受託者は、本事業の目的の実現に向けたシステムの見直しを行うこと。
- ⑨事業全体の管理
- ア 本仕様書や提案内容に基づき、事業のスケジュール・進捗状況等を適切に管理すること。
- イ 事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。
- ⑩事業者間の引継ぎ
- ア 契約満了後の実施に当たり、事業者間で引継ぎが必要となる事項については、次年度以降の受託業者への引継ぎに協力すること。
- イ 業務引継ぎに伴い、データ移行等が発生する場合、移行のために必要となる全データを汎用的なデータ形式（C S V等）に加工し提供すること。
- ウ 引継ぎに要する費用（人件費、資料作成費、交通費等を含む）は、すべて受託者の負担とする。
- ⑪守秘義務
- ア 事業の実施で知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。
ただし、次のいずれかに該当する情報は除く。
- ・すでに公知であるもの。
 - ・取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
 - ・法令等に基づき開示されるもの。
 - ・第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に委託者と協議の上、承認を得たもの。
- イ 当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管

理し、本業務以外に使用しないこと。

ウ 当該の情報は委託者が指定する時期に適切に廃棄すること。

エ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じること。

⑫成果物の帰属

ア 納入された成果物の所有権は、委託者の確認をもって委託者に帰属する。

イ 成果物のうち、本事業開始前から受託者が著作権を有するプログラムや実施問題（問題に含まれる文章や写真等、著作権が委託者・受託者以外に属するものを除く）については、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、受託者に帰属する。

⑬協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合、想定外の事象が発生した場合は、委託者と協議の上、適切に対処すること。

(3)セキュリティについて

委託者は業務遂行にあたって、次の法令、条例等を順守すること。なお、これらの法令、条例等の改正があったときは、改正後の規定を順守すること。

- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する関係法令
- ・山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年山形県条例第12号）
- ・個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年山形県条例第37号）
- ・山形県情報公開条例（平成9年山形県条例第58号）
- ・山形県情報セキュリティポリシー（平成14年）

委託者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏洩し、若しくは開示してはならない。また、委託者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

6. 留意事項

- (1) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を順守すること。
- (3) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、県に定期的な報告を行うこと。
- (4) 受託者は本業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (5) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、県と受託者間で別途協議のうえ定めるものとする。